

令和6年度

村上市一般廃棄物処理実施計画書

令和6年4月

I ごみ処理実施計画

1 本実施計画の位置付け

本実施計画は、令和4年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて一般廃棄物の減量化及び適正処理のために必要な令和6年度の収集運搬、発生・排出抑制、適正処分等を定めるものです。

2 計画区域

村上市全域

3 発生・排出抑制及び啓発事業

事業名	事業内容
ごみ有料化の実施	燃やすごみ、燃やさないごみについて、負担の公平性、ごみの発生抑制及びごみ処理事業費の確保等のため、指定袋及び処理券による有料収集を行います。 (大) 1枚 35円、(中) 1枚 25円 (小) 1枚 15円、(中型ごみ用処理券) 1枚 100円
生ごみ処理機器 購入費補助	家庭等から排出される生ごみの減量、有効利用を促進するため、電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器及び水切り密閉容器の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
環境フェスタ村上の開催	市民のリサイクル意識の向上、ごみ減量化への取組意欲を高める等、環境への関心を持つよう、環境啓発イベントである、環境フェスタ村上を年1回開催します。
市報むらかみによる広報	ごみの出し方やごみ減量化等について、市報むらかみを通じて周知します。
「むらかみ出前講座」による講習会の開催	ごみの分別方法や、収集された資源ごみのその後について、要望のあった町内、各団体等へ説明します。

4 一般廃棄物の種類及び収集量の見込み

単位：トン／年

	区 分	総収集量※1	家庭系	
			家庭系	事業系
1	燃やすごみ	17,965	11,996	5,969
2	燃やさないごみ	487	387	100
3	粗大ごみ (ステーション収集はしない)	32	27	5
4	びん	460	414	46
5	缶	148	133	15
6	雑誌・雑紙	582	524	58
7	新聞	417	375	42
8	ダンボール	287	258	29
9	紙パック	11	11	0
10	ペットボトル	158	142	16
11	プラスチック製容器包装	370	333	37
12	有害ごみ(乾電池、蛍光管等)	27	24	3
13	古着・古布	7	6	1
14	使用済み小型家電等	1	1	0
15	食品残渣	202	0	202
		21,154	14,631	6,523

※ 1 この表における総収集量見込みは、次のものとなります。

- ・市が収集運搬する一般廃棄物

- ・村上市ごみ処理場に排出者自ら直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、村上市ごみ処理場に搬入する一般廃棄物
- ・拠点回収等を含む資源ごみ

5 収集する一般廃棄物の区分及び排出方法等

	区 分	排出方法	収集回数	収集運搬	
家庭系（一部事業系含む）	燃やすごみ	市指定袋または処理券により、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	週 2 回	市（委託）	
				直接搬入	
				許可業者	
	燃やさないごみ	市指定袋または処理券により、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）	
				直接搬入	
				許可業者	
	粗大ごみ	村上市ごみ処理場へ直接搬入し、重量に応じて処理料金を支払う	随 時	直接搬入	
				許可業者	
	資源ごみ	びん	透明、半透明袋またはステーションに設置している指定コンテナに入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）
		缶	透明、半透明袋またはステーションに設置している指定コンテナに入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）
		雑誌・雑紙（紙パック含む）	紙ひもで束ね、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）
		新聞	紙ひもで束ね、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）
		ダンボール	紙ひもで束ね、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）
ペットボトル		透明、半透明袋または指定ネットに入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 1 回	市（委託）	
プラスチック製容器包装		透明または半透明の袋に入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 3 回	市（委託）	
有害ごみ（乾電池、蛍光管等）		透明、半透明袋またはステーションに設置している指定コンテナに入れ、指定日の午前8時までに定められたごみステーションへ搬出	月 0.5 回	市（委託）	
事業系	燃やすごみ	村上市ごみ処理場へ直接搬入し、重量に応じて処理料金を支払う	随 時	直接搬入 または 許可業者	
	燃やさないごみ				
	粗大ごみ				
	食品残渣	リサイクル処理施設（瀬波バイオマスイエネルギープラント）へ直接搬入		許可業者	

※ 古着・古布、小型家電を含む資源ごみの拠点回収等を含みません。

6 適正処理計画

(1) 中間処理

① 廃棄物の処理方法

施設	処理	廃棄物の種類	処理主体	処理方法等
村上市ごみ処理場	焼却処理	燃やすごみ 破砕後可燃物	市	もえるごみを焼却処理します。破砕後の可燃物は焼却処理します。
	資源化処理	燃やさないごみ 粗大ごみ	市	もえないごみ及び粗大ごみを破砕処理し、鉄、アルミ等の金属を回収し、再資源化事業者へ引き渡します。
資源ごみ収集業者等	資源化処理	びん	市（委託）	無色・茶色・その他の色に選別し、(財)日本容器リサイクル協会に引き渡します。
		缶	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。
		雑誌・雑紙	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。
		新聞		
		ダンボール		
		紙パック		
		ペットボトル	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。
		プラスチック製容器包装	市（委託）	選別、圧縮梱包し、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。
		古着・古布	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。
		有害ごみ	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。
使用済み小型家電等	市（委託）	専門事業所でリサイクル処理。		
食品残渣	民間事業者	専門事業所で資源化処理。		

(2) 資源ごみの処理及び委託先

① 缶類、紙類、ペットボトル、古着・古布、使用済小型家電

住 所：新潟県村上市長政 16 番地 2

氏 名：村上市資源循環組合

② びん（容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項及び同法施行規則第 2 条の規定による保管施設（環境大臣指定場所））

住 所：新潟県関川村大字平内新 230-1

氏 名：有限会社 新潟カレットセンター

③ プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項及び同法施行規則第 2 条の規定による保管施設（環境大臣指定場所））

住 所：新潟県村上市坪根 339 番地 21

氏 名：ピーステクノ 株式会社

④ 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管・水銀を含む体温計及び血圧計）

住 所：北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

氏 名：野村興産株式会社イトムカ鋳業所

⑤ 食品残渣

住 所：新潟県村上市瀬波温 1 丁目 1175

氏 名：瀬波バイオマスエネルギープラント

(3) 焼却灰の再資源化

委託先	所在地	予定数量	概 要
ツネイシカムテックス埼玉(株)	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山 250 番地 1	焼却灰 516t/年	焼却処理により無害化し、 人口砂として土木資材等に 利用します。

(4) 最終処分

① 処分方法及び処分量

処分方法	処分物	処分量/年 (トン)	処理主体	処理方法等
埋立処分	飛灰	627	市(委託)	セル工法により埋め立て
	主灰	1,076	事業者(委託)	管理型
	合計	1,703		

7 処理施設の概要

(1) もえるごみ等の処理施設

施設名	村上市ごみ処理場(エコパーク村上)
所在地	村上市檜原1147
稼動年月	平成27年3月
(焼却処理施設)	
処理形式(焼却炉)	ストーカ式
処理能力	94t/日
(破碎処理施設)	
処理形式(破碎機)	二軸せん断破碎機、高速回転破碎機
処理能力	10t/日(5時間稼働)

8 最終処分場の概要

(1) 市の最終処分場

施設名①	荒沢最終処分場
所在地	村上市荒沢 1 4 2
埋立地面積	1 1, 8 9 0 m ²
埋立地容量	8 2, 5 0 0 m ³
埋立開始年月日	平成 1 1 年 6 月 1 日
埋立終了予定年月日	平成 4 7 年 (令和 1 7 年) 3 月 3 1 日
埋立地残存容量	1 9, 2 7 7 m ³
汚水処理施設の概要	接触バッキ (+) 重金属除去 6 5 m ³ /日

施設名②	荒川郷最終処分場
所在地	村上市貝附 9 0 6
埋立地面積	3, 5 0 0 m ²
埋立地容量	1 7, 1 9 6 m ³
埋立開始年月日	平成 7 年 4 月 1 日
埋立終了年月日	令和 5 年 3 月 3 1 日
埋立地残存容量	0 m ³
汚水処理施設の概要	接触酸化、脱窒素、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着 1 6 m ³ /日

9 一般廃棄物収集運搬許可業者

(1) 収集運搬、許可・委託業者 (ごみ)

No.	事業所名	住 所	許可業者 許可の条件	委託業者
1	(株)公衛社	村上市坂町1761番地11	地域指定あり	
2	(株)日本アクシィーズ	村上市三之町8番11号	地域指定あり	村上地区
3	(有)北部衛生社	村上市七湊1817番地	地域指定あり	神林地区
4	(株)ヤマノイ	村上市山辺里301番地	地域指定あり	
5	(株)都市環境緑化	村上市上助淵1093番地	地域指定あり	
6	(株)高建	村上市里本庄43番地3	地域指定あり	
7	(有)公衛社	村上市関口729番地	地域指定あり	朝日地区
8	荒川衛生解体工業(有)	村上市長政186番地125	地域指定あり	荒川地区
9	高坂運送(株)	村上市八日市12番46号	地域指定あり	村上地区
10	北越運送(株)	村上市上助淵1093番地	地域指定あり	村上地区
11	(株)山富	村上市長政16番地2	地域指定あり	
12	(有)山北衛生社	村上市下大蔵102番地6	地域指定あり	山北地区
13	(株)日本建機	村上市佐々木868番地1	木くず等、地域指定あり	
14	(株)加藤組	村上市久保多町7番3号	木くず等限定、地域指定あり	
15	クリーンセンター(株)	胎内市東本町5番45号	木くず等、指定施設のみ	
16	小柳産業(株)	新発田市八幡新田416番地	家電等限定、地域指定あり	
17	エバーグリーン(株)	村上市松沢66番地14	積替え保管のみ	

10 一般廃棄物処理手数料

(1) 一般廃棄物処理手数料(ごみ)

① 指定袋及び処理券

廃棄物の種類	区 分		手数料の額
燃やすごみ 燃やさないごみ	ごみ指定袋	大 (80cm×65cm)	1枚につき 35円
		中 (70cm×50cm)	1枚につき 25円
		小 (55cm×40cm)	1枚につき 15円
中型ごみ	処理券(シール) 大きさ：80cm×50cm×40cm以内 重 さ：15kg以内		1枚につき 100円

② ごみ処理場での手数料

区分	処理区分	処理手数料
一般廃棄物	一般廃棄物(法第2条第2項で定めるもので、し尿及び浄化槽汚泥を除く。)	1回の搬入量が10キログラムを超えない場合は1回につき 60円
		1回の搬入量が10キログラムを超えるときは、10キログラムを超える10キログラムごとに60円を加算した額
	テレビ	1台につき 3,200円
	冷蔵庫	1台につき 5,000円
	電気冷凍庫	1台につき 6,000円
	洗濯機	1台につき 2,500円
	衣類乾燥機	1台につき 2,500円
	エアコン	1台につき 4,000円
産業廃棄物	第4条に定める産業廃棄物(感染性医療廃棄物を除く。) 村上市ごみ処理施設条例第4条により一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量で指定されたもの。	1回の搬入量が10キログラムを超えない場合は1回につき 120円
		1回の搬入量が10キログラムを超えるときは、10キログラムを超える10キログラムごとに120円を加算した額
	感染性医療廃棄物	1箱につき 1,000円

II 生活排水処理実施計画

1 計画区域

村上市全域

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬

区 分	収集運搬	収集量/年	収集体制	搬入先
し 尿	市（委託）	3,094k _l	定期または 申込みの都度	村上市し尿処理場
浄化槽汚泥	市（委託）	6,104k _l	随時 （農業集排汚泥）	村上市し尿処理場
	許可業者	10,193k _l	浄化槽清掃実施時	村上市し尿処理場
収集量合計		19,391k _l		

(2) 中間処理・最終処分

区 分	中 間 処 理		最 終 処 分	
	処理主体	処理方法・処理量	処理主体	処理方法・処理量
し 尿 浄化槽汚泥	市（直営）	処理量 19,391k _l /年 処理水：河川放流 （三面川）	市（直営）	村上市ごみ処理場で脱 水汚泥（640 t）の焼却、 焼却灰の資源化

3 処理施設の概要

(1) 市の処理施設

施設名	村上市し尿処理場（アクアセンター）
所在地	村上市下渡 184-58
稼動年月	平成18年8月
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	88k1/日 (し尿 24k1/日 浄化槽汚泥 64k1/日)

(2) 市が事務委託をしている処理施設

施設名	
所在地	
稼動年月	
処理形式	
処理能力	

4 一般廃棄物収集運搬許可業者

(1) 収集運搬許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

No.	事業所名	住 所	許可条件等
1	(株)公衛社	村上市坂町 1761 番地 11	地域指定あり
2	(株)日本アクシィーズ	村上市三之町 8 番 11 号	地域指定あり
3	(有)北部衛生社	村上市七湊 1817 番地	地域指定あり
4	(有)公衛社	村上市関口 729 番地	し尿のみ 地域指定あり

5 一般廃棄物処理手数料

(1) 一般廃棄物処理手数料(し尿)

① の委託収集分については、以下のとおりとなります。

対 象	区 分	手数料の額
家庭事業所	汲取量18リットル(18リットル未満のときは18リットルとみなす。)	150円

②許可収集分については、許可業者の定めた額になります。

(2) 浄化槽汚泥処理手数料

①村上市し尿処理場に搬入する浄化槽汚泥処理手数料は以下のとおりとなります。

区分	処理手数料	手数料の額
浄化槽汚泥	搬入量1,800リットル(1,800リットル未満のときは1,800リットルとみなす。)	1,000円

本実施計画に記載のない事項については、一般廃棄物の処理に関する関係法令等を遵守します。